

行動計画第二章中の項目		整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目				
3. 環境分野における国際連携及び国際貢献	小項目		<p>【日中韓+東南アジア諸国連合(ASEAN)におけるハイレベル協議を通じて、環境にやさしい東アジア物流ネットワークの実現のための合意形成を図る】</p> <p>○東アジア地域における交通連携の強化を通じた環境問題への取組(東アジア交通グリーン化連携プログラム(仮称)の作成) ・東アジア物流ハイレベル協議</p>	<p>①「物流に関する東アジア交通大臣会合」を「日ASEAN交通大臣会合」に併せ開催すべく、「東アジア物流高度化プロジェクト・チーム(PT)」の、ASEAN諸国並びに韓国及び中国と調整中。</p> <p>②具体的な動きは、次のとおり。 ・対ASEAN: 日本及びASEAN域内の物流上の課題点・解決策を検討するため日ASEAN共同調査を実施(H14～16年度)。本調査成果を踏まえ、環境への配慮も盛り込んだ「日ASEAN物流改善計画(案)」を策定し、第3回日ASEAN交通政策ワークショップ(交通次官級、H17.5、岐阜)に提出。また、「日ASEAN交通連携」の諸レベルの会合の場で、「物流に関する東アジア交通大臣会合」開催に提案し、ASEAN諸国及びASEAN事務局と調整中。東アジア交通次官級レベル会合の暫定的な開催については大筋合意。 ・対韓国: 物流に関する課長級会合(H17.4、ソウル)において大臣会合の開催を提案し、韓国物流担当部局と調整中。 ・対中国: 第2回日中運輸ハイレベル協議(H17.5、北京)において開催し、大臣会合の開催を提案し、中国物流担当部局と調整中。</p>	<p>今後の見込み</p> <p>①環境への配慮事項も盛り込んだ「日ASEAN物流改善計画」を「日ASEAN交通大臣会合(H17秋、ラオス)」へ提示し、承認を得る。 ②ASEANとの間では、引き続き、「物流に関する東アジア交通大臣会合」開催について調整を図る。 ③本年7月に韓国物流担当大臣と会談し「物流に関する東アジア交通大臣会合」の開催についての合意形成を図る予定。 ④引き続き、中国との間で具体化に向けた調整を行う。 ⑤前述の調整を経て、「物流に関する東アジア交通大臣会合」で環境にやさしい東アジア物流ネットワークの実現に向けた「物流に関する東アジア交通大臣共同宣言(仮称)」の採択を目指す。</p>
		250			

行動計画第二章中の項目		大項目	中項目	小項目	整理番号	施策名	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目								
					251	・都市公共交通政策フレームワーク	【バスを中心とした都市交通を振興し、自動車による公害を軽減する方策を提言。平成16年度以降、ASEAN諸国の5都市について順次ケーススタディ調査を実施】	1. タイ国エヌマイにおいて、バスを中心とした都市交通振興計画を提案するためのケーススタディを実施。ケーススタディ結果や環境に優しい都市交通のあり方などについて現地セミナーを開催(平成16年2月)。 2. ASEAN各国の都市交通政策担当者招聘し、日本のバス事業制度の紹介など環境に優しい都市交通政策に関するセミナーを開催(平成16年2月)。 3. インドネシア国バタム島において、バスを中心とした都市交通振興計画を提案するためのケーススタディを実施。ケーススタディ結果や環境に優しい都市交通のあり方などについて、現地セミナーを開催(平成17年3月)。	ASEAN諸国と次のケーススタディ対象都市について調整を図った上で、調査に着手する予定(平成17年度)。
					252	・ASEAN鉄道再生事業	【環境に優しい交通モードである鉄道整備を推進するため、平成16年度に都市鉄道整備充実に向けての課題とその解決策を網羅した「事業化マニュアル」を策定】	環境にやさしい都市鉄道の整備・運営に関するノウハウ集である「KISS-Rail」の概念についてインドネシア、タイ、フィリピン、日本で合意し、その有効性を確認した「横浜宣言」を採択した(平成16年8月)。平成17年3月に事業化マニュアル「KISS-Rail」を策定。環境にやさしい「KISS-Rail」の概念がアジア各国に普及・促進されるよう、平成17年6月に開催された日ASEAN交通政策ワークショップ(岐阜)等の機会を捉えて関係者への説明を行っている。	環境にやさしい「KISS-Rail」の概念がアジア各国に普及・促進されるよう、様々な機会を捉えて関係者へ説明を行う予定(都市鉄道セミナー、各国鉄道関係者招集事業等)。
					253	・安全で環境にやさしい自動車プロジェクト	【自動車の安全の及び環境改善に資する為、技術基準、認証制度等の人材育成及び政策協調に関して協力。平成16年度以降毎年、技術基準及び認証制度に関するセミナー等を実施】	平成12年度から16年度までの間、自動車の基準認証に係る基礎的なセミナーをアジア諸国対象に開催。平成17年度から5カ年の期間で自動車の基準認証の国際化に係る研修を実施する予定。	平成17年7月中旬にアジア諸国7カ国(予定)(中国、インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、ヴェトナム、インド)から自動車の基準認証における国際化を担当する行政官を2週間程度招聘し、自動車の基準の国際化に関する研修を実施する予定。

行動計画第二章中の項目		整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目				
	○海洋環境分野の国際協力体制				
		254	【日本海及び黄海の海洋環境保全を目的とした北西太平洋地域海洋行動計画(NOWPAP)の取組の1つとして、大規模な油流出事故が起った際の参加国間の協力内容を規定したNOWPAP地域油流出緊急時計画を平成16年度中に発効】	本計画は、日本海等において大規模な油流出事故が発生した場合に周辺諸国(日本・韓国・中国・ロシア)が協力して緊急に対応できる体制を整えるためのものであり、平成16年4月1日より暫定的な技術ガイドラインとして運用されていたが、計画に基づく協力を謳った算書(11月1日までに日本・韓国・ロシアが署名)を同年11月2日に公表したことにより本格的に実施されている。(中国は本年5月8日に署名)	近年サハリン東部海域において、大規模な石油生産施設の稼働が開始されたことから、油流出事故の蓋然性が高いサハリン周辺海域に対しても、大規模な油流出事故に備えて緊急時計画の適応範囲を拡大するため、各国と調整していく。
		255	【ASEAN海域における油流出事故に対応するための国際協力(OSPAR計画)について、枠組みの拡大・再構築に向けて平成16年度より協力を推進】	平成16年3月に行われた第2回ASEAN OSPAR 管理委員会において、日本より、既往のOSPAR計画の成果を継承しつつ、マラッカ・シンガポール海峡をはじめとするASEAN海域における油の防除対応を円滑に行うための多国間の連携協力体制を我が国の提唱・協力の下に構築し、HNS流出事故対応に係る体制構築のための調査研究を実施するJAPOS(Japan-ASEAN Post OSPAR Program)の試案を提案した。	平成17年に開催される予定の第3回ASEAN OSPAR管理委員会において、ポストOSPARのあり方について、議論を行う予定。
		256	【平成16年度より、IMOの海洋環境保護委員会(MEPC)を通じ、パラスト水管理規制条約に関するガイドラインの策定など、船舶起因の汚染対策に関するさらなる国際的な枠組みを構築】	第51回、第52回海洋環境保護委員会(MEPC)においてパラスト水処理装置の提案を行うなど、パラスト水管理規制条約に関するガイドラインの策定にむけて、我が国として議論に参画するとともに、積極的な提案を行っている。	規制の実効性確保のため、引き続き、MEPCにおいてパラスト水処理装置についての提案を行っていくとともに今後予定されている条約の見直しの議論に積極的に参画していく。
		257	【東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)の枠組みにより、東アジア海域における環境保全と調和した持続可能な開発について、日本国内における過去の取組の知恵や経験等を先進事例として発信する等の協力を実施】	平成15年12月に採択されたSDS-SEAの実施に向けた枠組みについての議論に積極的に参画している。	平成19年1月の新たな枠組みの開始に向け、今後とも議論が行われることとなっており、我が国としてこうした議論に積極的に参画する予定。

行動計画第二章中の項目		整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目				
	○サブスタンダード船対策の推進(再掲)	258	<p>【人命の安全確保、海洋環境保全の観点からサブスタンダード船(国際基準を満たさない船)の排除を目的とする外国船の監督(ポートステートコントロール:PSC)について、関係諸国との連携を深めつつ強化・重点化し、的確に推進】NO.194の再掲</p> <p>【船籍国の政府が自国船の検査を適切に行っているか、国際海事機関(IMO)の下で、第三国による監査チームが加盟国の船舶検査体制を監査する新たな制度の平成17年秋のIMO総会における創設に向けて、IMOでの検討においてイニシアティブを発揮】NO.195の再掲</p>	<p>全国の地方運輸局等に配置される外国船舶監督官について増員を図り、43官署124名へとPSCの実施体制を強化するとともに(平成17年1月現在)、東京MOU(アジア太平洋地域におけるPSCの協力体制に関する覚書)の枠組みに基づき、我が国に入港する外国船舶のうち4,865隻に対してPSCを実施し、うち639隻に対して(2003年)、技術基準適合命令及び是正通告並びに航行停止命令を発出した。</p> <p>・平成17年11月のIMO総会での承認及びその後の多くの国による参加を図るべく、IMO理事会等IMOにおける議論に積極的に参加している。</p> <p>・IMOの加盟国監査の受け入れを視野に、船舶検査体制について点検を行っているところ。</p>	<p>平成17年度に、外国船舶監督官2名を増員し、PSCの実施体制の充実を図るとともに、引き続き、関係諸国との連携を深めつつ的確にPSCを推進する。</p>
	○クリーン開発メカニズム(CDM)の取組	259	<p>【CDM事業実施可能性調査、排出削減量推計手法の開発、事業認定を行う運営組織(OE)の育成等を通じ、平成16年度には国土交通分野のCDMの事業化を実現できる態勢を確立】</p>	<p>平成15年度にタイ・バンコク市を対象に実施した自動車からの温室効果ガス排出量把握手法調査よりCDMに必要なベースライン・モニタリングの基礎データを収集。</p> <p>・平成16年度は運輸分野における温室効果ガス排出削減策のうち、バイオ燃料を用いたCDM適用可能性調査を実施。</p> <p>・平成17年3月にはバンコクにてセミナーを開催。</p> <p>・OE育成を目的として、平成15年度は、仮想CDMプロジェクトの模擬審査を複数のOE候補機関によって実施し、審査する上での問題点等について整理した。また、平成16年度は、実在のプロジェクト及び計画中のプロジェクトについてOEの視点から分析を行い、それぞれのプロジェクトの問題点・改善すべき点などについてとりまとめた。</p>	<p>今後、平成17年度に、外国船舶監督官2名を増員し、PSCの実施体制の充実を図るとともに、引き続き、関係諸国との連携を深めつつ的確にPSCを推進する。</p> <p>・平成17年3月に開催されるIMOでの作業部会での最終的な審議を経て、11月のIMO総会において「任意によるIMO加盟国監査スキーム」が正式に承認され、平成18年1月より施行開始の予定。</p> <p>・船舶検査体制の点検の結果によっては、マニュアルの不備などについて改善措置を講じる。その上で、IMOによる監査を受ける。</p> <p>交通分野のPDDの作成に必要な基礎的な調査を実施し、CDMプロジェクトの実施に必要な環境整備を行う。</p>

行動計画第二章中の項目		大項目	中項目	小項目	施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目								
					○外航海運・国際航空における二酸化炭素排出抑制対策	260	【京都議定書上は排出削減義務の枠外である外航海運・国際航空に係るCO2排出抑制につき、国際機関での議論を踏まえて検討】	①条約事務局より、締約国から提出されている国際航空・海運からの排出に関する取りまとめについて、及び国際民間航空機関(ICAO)事務局より、モデルによる排出量算定の取り組みの進捗が報告された。 ②外航海運からの温室効果ガス排出抑制について、国際的に検討される場であるIMO(国際海事機関)における会議に出席し、国際的枠組の必要性を提案する等積極的に参加しているところ。 ③国際民間航空機関(ICAO)において、昨年2月に第6回航空環境保全委員会(CAEP/6)、同9月～10月に第35回ICAO総会、同11月に航空環境保全委員会のステアリング・グループ会合(CAEP/SG)などが開催され、これらの会議に我が国も参加し、航空機から排出されるCO2を削減するための経済的手法について議論しているところ。	①本件についてSBSTA23において引き続き検討することとなっている。 ②IMOにおける検討は今後も継続する予定であり、我が国としても積極的に参加していく。 ③航空機から排出されるCO2を削減する経済的手法としてのCO2課金、排出権取引、自主的取組等に関する議論を踏まえ、各手法のガイダンス策定等に向けた検討を引き続き行う。
				○国土地理院が持つ情報・技術を活用した国際貢献	261	【平成19年までの地球地図の全陸域整備に向け、地球地図国際運営委員会の事務局業務を通して地球地図データの整備・精度管理手法の海外技術協力を推進】	事務局業務を通じて、地球地図データ公開に向けた技術支援を発展途上国に対して行っている。	地球地図フォーラムについて実施のための準備を行うとともに、他の施策とあわせて引き続き国際貢献を実施	
					262	【平成18年度までに地球地図フォーラムや技術移転セミナー等を開催し、開発途上国などの政策への地理情報の活用を支援】	地球地図セミナー等を通じた発展途上国への支援を継続的にしている。		

大項目	行動計画第2章中の項目	中項目	小項目	施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
				○地球温暖化に伴う海面水位変化情報の国際社会への提供		【平成19年度までに地球温暖化による海面水位変化の監視のため、潮位観測、海洋変動の解析データ、GPS及びVLBIの地盤変動データを組み合わせた海面水位変化を把握し、関係国際機関にデータを報告】	①気象庁では、潮位観測、海洋変動のデータを取得し、海面水位変化に関する解析を進めている。潮位観測データは国際機関(GLOSS: 全球海面水位観測システム)へ報告している。 ②国土地理院地理地殻活動研究センターでは一般研究課題として「海面変動検出のための観測現場における地殻上下変動推定に関する研究(第2年度)」を実施している。潮位観測センターでは、観測場及びGPSデータの取得及び測地部では、国外を含めてVLBI観測データの引き続き取得している。 各種データはIVS(国際VLBI事業)、IGS(国際GPS事業)、PCGIAP(アジア太平洋GIS基盤常置委員会)等に適宜報告している。 GPSデータ及び潮位データについてはホームページで公開している。	①引き続き、潮位観測、海洋変動等のデータを取得し、詳細な海面水位変化に関する解析を実施するとともに、その成果を国際機関(GLOSS)の会合等で発表する予定である。潮位観測データについては国際機関(GLOSS)への報告を継続する。 ②地殻上下変動を潮位観測と宇宙測地技術との組み合わせにより、地球重心に対して求め海面変動を検出し、平成19年度までに関係国際機関にデータを報告する。
				○気象庁が持つ情報・技術を活用した国際貢献	263	【平成16年度より、アジア太平洋域国家気象機関の気候業務を支援するため、アジア太平洋気候センターを通じ、地球温暖化予測情報の提供を開始】	平成16年11月1日より、アジア太平洋気候センターのホームページ上で、地球温暖化予測情報の提供を開始し、平成15年に公表した「同 第5巻」まで掲載している。	平成17年に公表した「地球温暖化予測情報 第6巻」の掲載を平成17年6月中に行うとともに、引き続き、当該情報の提供を行う。
					264	【平成16年度以降、運輸多目的衛星(MTSAT)シリーズを打ち上げ、運用開始予定。ひまわりシリーズの後継機として、引き続き世界気象機関(WMO)が推進する世界気象監視計画(WWWW)に沿い、地球全体の気象現象の把握に貢献】	運輸多目的衛星新1号(MTSAT-1R)を平成17年2月26日に打ち上げ、平成17年6月中の運用開始に向けて準備作業をすすめている。また同新2号(MTSAT-2)を平成17年度に打ち上げるよう整備を進めているところである。	運輸多目的衛星新1号(MTSAT-1R)の運用を平成17年6月中に開始し、同新2号(MTSAT-2)を平成17年度に打ち上げる計画である。
					265			
					266	【平成16年度より、さらに高度な温暖化予測を実施し、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)等の国際的な取組に貢献】	新しい雲放射過程を組み込んだ気候モデルによる温暖化予測を実施し、世界中の研究者へデータ提供を行うとともに、「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の執筆活動を通じて科学的知見の提供を行っている。	引き続き、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)等の国際的な取組に貢献していく。

大項目	行動計画第二章中の項目		整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
	中項目	小項目				
	○環境にやさしい自動車の国際的な推進		267	【EFVの開発・普及を推進するための国際連携を定着させるため、平成17年後半における第2回EFV国際会議の開催を主導】	英国に対し、第2回EFV国際会議を平成17年に開催する可能性について打診し、英国が開催を了承。 日本の貢献内容について検討中。	会議の内容を英国と検討する。 日本の貢献内容について引き続き検討する。
	○欧州運輸大臣会合・都市交通ワークショップの開催		268	【各国の都市交通政策に関する情報・意見交換を行うワークショップを平成16年度に日本にて開催】	欧州運輸大臣会議(ECMT)と協力し、平成17年3月2日、3日東京にてワークショップを開催。	
	○アジアモンスーン地域の流域管理に貢献		269	【平成16年2月に設立されたアジア河川流域管理組織ネットワーク(NARBO)を積極的に活用して、アジアモンスーン地域の流域管理の問題・課題を分析・把握するとともに当該分野の日本の貢献について検討する(平成17年度までに成果を出して第4回世界水フォーラム(平成18・3)で報告)】	平成16年11月、インドネシアにおいて開催されたNARBO会議に参加し、平成17年までの策定が国際的に求められている統合水資源管理計画について論議した。	アジアモンスーン地域の流域管理の問題・課題を分析・把握するとともに当該分野の日本の貢献について検討し、その成果を第4回世界水フォーラム(平成18・3)で報告予定。
	○持続可能な建築に関する国際会議		270	【平成17年度に、サステナブル建築世界会議(SB05Tokyo)を開催し、CASBEE等の先進的な取組に係る情報交換を行い、CASBEEの国際的普及を促進】 NO.96の再掲	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年9月のサステナブル建築世界会議(SB05Tokyo)に向けて、論文の募集、関係者、関係機関との調整などの準備を実施。 世界の5地域(南米、アフリカ、東アジア、中東欧、東南アジア)でサステナブル建築地域会議(SB04地域会議)を開催。 平成16年10月に、SB05Tokyo国内プレイベントである、住まい・建築・都市の環境展「エコビルド2004」を開催。 平成17年2月にSB05Tokyoプレイベントを開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年9月にSB05Tokyoを開催。
	○国連持続可能な開発に関する委員会(CSD)への参画		271	【第3回世界水フォーラム関係国際会議で発表された国内の水行動が着実に実施されるように、国連持続可能な開発委員会(CSD)に参画して水に関する各国政府・各国際機関との連携を強化(平成16・17年度)】	<ul style="list-style-type: none"> ニューヨーク国連本部で開催されたCSD12・13に日本政府代表団の一員として参画し、水資源所管省庁としての発言を行うとともに、メキシコ他各国、国内関係省庁等と連携して水行動集を推進するための会議を開催した。 	平成16・17年度の施策を終了。

行動計画第二章中の項目		大項目	中項目	小項目	施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目								
4. 多様な主体による連携や協働による環境保全への取組の強化	(1) 質の高い情報の提供と共有	○積極的広報活動の推進	○積極的広報活動の推進	272	【環境行動計画の策定を踏まえ、平成16年度より、国土交通省ホームページのトップページに当省関連の環境情報を集約的に提供するサイトを新たに開設するとともに、国民に積極的にアクセスしてもらえるように、新しい緑の指標の開発や地図を用いたわかりやすい情報提供等の内容を充実する。また、環境行動計画に関するパンフレットを作成し、国民、NPO、企業、地方公共団体と積極的に意見交換を実施】	【環境行動計画の策定を踏まえ、平成16年度に、国民、NPO、地方公共団体、経済団体等と積極的に意見交換を実施するとともに、国土交通省ホームページ(7月16日)において、環境行動計画、環境技術等の積極的広報を実施するとともに、国土交通省出前講座等による環境行動計画の国民への積極的PRを実施】	CO2排出削減マニュアルについて、平成16年度、トラックの積載量別積載率別のCO2排出原単位を整備し、トラック輸送を効率化する際のCO2排出削減量の算定を可能にした。	今後とも国民、NPO、企業、地方公共団体等との意見交換を積極的に実施するとともに、国民への環境行動計画のPRに努めることとしている。	
				273					
				274	○各企業の物流部門からの二酸化炭素排出量の把握手法の確立(再掲)		【平成16年度中に、物流部門におけるCO2排出削減量算定マニュアルを作成し、各企業の環境負荷低減への取組を支援】 NO.65の再掲	CO2排出削減量算定マニュアルについては、「グリーン物流パートナーシップ会議」の「目標策定WG」を通じて体系化・標準化を行う。	
				275	○運輸事業者の環境経営の促進(再掲)		【平成16年度の運輸事業者の自主行動計画(ポランタリーブ)を充実・強化】 NO.66の再掲	運輸業界における地球温暖化防止ポランタリーブについて、提出頂いている企業界において数値目標が設定された。また、平成17年1月に第4回フォローアップ結果を公表したところである。	エネルギーの使用の合理化に関する法律との関係を検討しつつ更なる改善を依頼していく

大項目	中項目	第二章中の項目	小項目		整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
				<p>○企業における通勤交通マネジメントの導入推進(再掲)</p>	276	<p>【企業等における通勤交通マネジメント手法の先進事例を取りまとめ、平成16年度中に集約の上、公表】 NO.67の再掲</p> <p>【企業による通勤交通マネジメントについて、国内外の先進的な事例や制度を調査し、我が国で普及を促進するための方策を平成16年度中にとりまとめるとともに、広く一般への利用を可能とするため、マニュアルを整備】 NO.68の再掲</p> <p>【先進的な事例を取りまとめ、平成16年度中に公表するとともに、NPOとの連携を強化】 NO.69の再掲</p>	<p>企業による通勤交通マネジメントに関する国内外の先進的な事例や制度の調査結果をもとに、我が国で普及を促進するための方策について、一般の利用を可能とするためのマニュアルをさらに発展させ、企業が通勤交通をマネジメントしやすい実施・評価プログラムを開発することを含めて、検討予定。</p>	<p>今後、環境取組に対する特典(エコポイント)の活用等による公共交通機関の利用促進(再掲)</p>
				<p>○環境取組に対する特典(エコポイント)の活用等による公共交通機関の利用促進(再掲)</p>		<p>地球環境基金助成金公布事業や環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を通じて連携すべきNPOを調査中。</p>	<p>調査されたNPOから、先進的な事例を取りまとめ公表することを検討予定。</p>	

行動計画第二章中の項目		施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目					
			277	<p>【平成16年度において、公共交通活性化総合プログラムを通じて、交通事業者、利用者及びNPOとの調整等による地域の取組を支援】 NO.70の再掲</p>	<p>平成16年度の公共交通活性化総合プログラム採択案件のひとつである『福岡県における地域通賃(ペイ)とバス、鉄道乗車券との交換システムの構築に関するプロジェクト』において、環境負荷軽減の取組みに対し特典を付与するというNPO法人の取組みの普及拡大に向けて、交通事業者や利用者とともに検討を実施した。</p> <p>※ NPO法人の取組み 新聞・チラシと引き替えに地域通貨「ペパ」を発行し、その地域通貨をバス・鉄道乗車券の補助券として充当するシステムを構築</p>	<p>関係機関、交通事業者、地元自治体、NPO法人等との調整を進めて平成16年度中に検討委員会を終了し、その結果を随まえ、平成17年4月から福岡市西区において、取組みを開始した。</p> <p>〔補助券利用交通機関〕 ・福岡市営地下鉄 ・西日本鉄道(株)バス・電車 ・JR九州 〔補助券利用券売所〕 ・地下鉄姪浜駅キヨスク ・西鉄福岡駅定期券売所 〔新聞回収場所〕 ・地下鉄姪浜駅前商業施設内 〔新聞回収日〕 ・毎月第1・3土曜日 午後1時～3時 〔今後の取組み予定〕 当面、現在実施している地区の定着を図ることとしており、状況をみながら、他地区への導入も検討していく。</p>

行動計画第二章中の項目		整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目				
	小項目				
	○レンタカー型カーシェアリングの促進(再掲)	278	<p>【特区における特例措置としてレンタカーの許可基準の一部を緩和する通達を平成16年度早期に発出】 NO.71の再掲</p>	<p>レンタカー型カーシェアリングについて、特区の特例措置としてアイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用する等、一定の公益性が認められる場合において、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じることを前提として、無人の貸渡しシステムを認める通達を発出(平成16年5月措置)。平成16年12月に広島県及び福岡県北九州市が、平成17年3月には北海道札幌市が認定された。</p>	<p>引き続きレンタカー型カーシェアリングの促進に努める。</p> <p>【制度改正】 法律等件名：平成16年4月28日付通達「構造改革特別区域法に係る環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングを行うための走路運送法第80条第2項による申請の取扱いについて」 国自旅第18号 概要：レンタカー型カーシェアリングについて、アイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用する等、一定の公益性が認められる場合において、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じることを前提として、無人の貸渡しシステムを認める。</p>
	○グリーン経営推進マニュアル及び認証制度活用の浸透(再掲)	279	<p>【平成17年度中に認証制度の対象範囲を海運、倉庫業等に拡大】 NO.72の再掲</p> <p>【トラック、バス/タクシ-の認証制度の普及・促進により、平成16年度中に認証取得者350社を達成】 NO.73の再掲</p>	<p>認証基準等を検討するため、学識経験者、専門家、事業者団体等をメンバーとする検討委員会を平成16年12月に設置し、これまでに2回委員会を開催した。</p> <p>講習会の開催、マスメディアを使った広報等により普及・促進を行った。 平成17年2月末現在) ・トラック 504社(965事業所) ・バス/タクシ- 89社(177事業所)</p>	<p>平成16年度中に認証基準等について取りまとめ、17年度の早い時期に認証制度を開始することとしている。</p> <p>引き続き講習会の開催、マスメディアを使った広報等により普及・促進することとしている。</p>
	○企業の社会的責任(GSR)の交通部門のあり方の研究(再掲)	280	<p>【GSRについて国内外の先進的な事例や仕組を調査し、環境負荷の小さい交通体系の構築を促進する手法としてのGSRの活用・普及方策について平成16年度中にとりまとめ】 NO.74の再掲</p>	<p>CSRIに関する国内外の先進的な事例や仕組を調査し、運輸企業のCSR活動及び一般企業における交通分野のCSR活動を充実・促進するための方策をとりまとめた。</p>	<p>とりまとめ中。</p>

行動計画第二章中の項目		整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目				
	○海洋・沿岸域の総合管理の推進(再掲)	281	【国と地方さらには民間のパートナーシップ(参加と協働)に基づき、統合沿岸域管理に関する国際的な先進事例となりうるようなモデル的な取組について、検討を推進】(NO.143の再掲)	沿岸域における開発・利用とを環境保全について統合沿岸域管理を行う統合沿岸域管理を推進するための取り組みを実施するため、所要の予算要求等を行っている。	統合沿岸域管理を推進するため、即地的な調査を実施する。
	○水源の保全に向けた取組(再掲)	282	【平成16年度より、ダム湖の水質汚濁防止や水源地域の環境保全を図るためのNPO等との連携方策の検討を実施】(NO.165の再掲)	水源地域に対して環境保全の観点から活動しているNPO等の調査を実施しており、課題対応等について整理を行っている。	引き続きNPO等との連携方策や水質対策事業計画の策定支援を図る。
	○住民参加による水環境一帯の収集(再掲)	283	【住民参加にて行う、身近な水環境の一斉水質調査、水生物調査、ゴミに関する調査、アユの遡上状況調査などについて、平成16年度までにモデル河川において試行し、平成17年度から本格的に実施】 NO.170の再掲	身近な水環境の一斉水質調査に関しては、市民団体を中心とする実行委員会がまとめた調査マニュアル(試行版)に基づき、平成16年6月6日を中心に、4000人を超える市民等の協力を得て、およそ2500地点において調査を実施。水生物調査及びゴミに関する調査については、平成16年4月に提案した新しい水質指標の中の調査項目として位置付け、全国の9河川において試行的に調査を行った。	身近な水環境の一斉水質調査に関しては、調査マニュアルを改定した上で、平成17年6月5日を中心に実施する。水生物調査及びゴミに関する調査については、平成16年度の試行結果を踏まえ、平成17年度より全国の一級水系において調査を実施し、評価を行うこととしている。 アユの遡上状況調査に関しては、平成16年度末(アユの遡上期)の試行結果を踏まえ、平成17年度より対象河川において実施する。
	○社会資本整備分野における環境にやさしい経営の推進	284	【建設業や不動産等社会資本整備分野の産業界において、市場を通じた環境取組の連鎖的波及を実現する仕組みを検討し、企業による環境にやさしい経営を促進するための枠組づくりを推進(平成17年度から、産業分野別にグリーン経営マニュアル(仮称)策定へ向け検討開始)】	建設業や不動産など社会資本整備分野に関する産業界において、中小規模も含めた事業者がより容易に、かつ自主的に環境貢献型の経営(グリーン経営)に取り組むことができるような指針を作成するとともに、そうした取組を積極的に行う企業が市場で適切に評価されるような仕組みを構築するべく検討を行うための調査検討経費を、平成17年度予算において措置した。	平成17～18年度にかけて、次の1から3について実施する予定。 1 実態調査等の実施 2 グリーン経営マニュアルの作成・試行 3 インセンティブ方策の検討

行動計画第二章中の項目		大項目	中項目	施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目							
				○全国海の再生プロジェクトの推進(再掲)	285	【全国海の再生プロジェクトを推進するため、行動計画の策定や海洋環境教育の実施等に当たっては地方公共団体、環境NPO等と協働して実施】(NO.184,190の再掲)	実施海域について検討中。	平成17年度の実施海域において、海域環境創造会議を設置し、海域の環境改善のための行動計画の策定作業を開始する。
				○環境学習・環境教育の推進	286	【平成16年度内に、環境教育の推進に関する基本的な方針を定める。】	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の趣旨に則り、平成16年9月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が策定された。この方針は、陸域、海域に関わらない国としての基本的な考え方であることから、この方針を海洋環境教育推進のための基本方針として活用し、「全国海の再生プロジェクト」においてもこの基本方針に則って、海域の環境教育を推進することとする。	海域環境創造会議が設置される海域において、関係機関及びNPO等と連携して各海域における環境教育の基本的な方針を決定し、環境教育を推進する。
					287	【平成16年度内に、環境教育を行う人材を育成または認定する事業の登録制度を創設するとともに、NPO等と協働して、指導者の育成のプログラムを整備する。】	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の趣旨に則り、平成16年9月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が策定された。この方針は、陸域、海域に関わらない国としての基本的な考え方であることから、この方針を環境教育の推進に関する基本的な方針とする。	引き続き本方針を環境教育の推進に関する基本的な方針とする。
					288	【平成16年度内に、各地方支分部局に環境教育に関する情報について提供を行うとともに、助言を行うための相談窓口の設置を行う。】	海での環境教育(海辺の自然学校)における指導者を全国的に育成するために、18歳以上の男女を対象とする「海辺の達人養成講座(海辺の自然体験活動者指導者セミナー)」をNPO等と協働して全国4カ所で開催。	引き続き開催していく。
							各地方支分部局に、環境教育に関する情報提供・助言を行うための相談窓口を設置済み。	引き続き環境教育に関する情報についての情報提供・助言を行う。

行動計画第二章中の項目		整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目				
	小項目	289	【平成17年度内に、川での体験活動を推進する際に必要な安全教育を行うための資料を作成し、指導者と連携しながら、地域での環境教育活動を支援する。】	川での安全な利用を促進し、川での環境教育を推進するため、全国モデル河川において行っている安全利用のための施策をホームページにおいて紹介し、川の利用者に川の潜在的な危険性や安全な利用に関する意識の啓発を行った。	河川の安全利用に関する啓発資料の作成を予定
		290	【平成16年度内に、全国海の再生プロジェクトの一環として、海洋環境教育の推進のための基本方針を策定】(再掲)(NO.190の再掲)	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の趣旨に則り、平成16年9月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針」が策定された。この方針は、陸域、海域に関わらない国としての基本的な考え方であることから、この方針を海洋環境教育推進のための基本方針として活用し、「全国海の再生プロジェクト」においてもこの基本方針に則って、海域の環境教育を推進することとする。	海域環境創造会議が設置される海域において、関係機関及びNPO等と連携して各海域における環境教育の基本方針を決定し、環境教育を推進する。
		291	【平成16年度内に、住宅分野における環境教育のための教材の作成・普及を促進するとともに、全国各地において環境共生住宅に関する展示会を実施】	・環境教育のための小学校の副読本を作成中。 ・環境共生住宅に関する展示会を、平成16年4～12月に全国10カ所で開催。	環境教育のための小学校の副読本については、今後、全国の教育機関に対し周知予定。
		292	【国民各層へのエコドライブ普及のための具体的な行動計画を平成16年度中に作成】(再掲) NO.79の再掲	エコドライブアクションプランの作成に向け検討中	4省庁(警察庁、経済産業省、環境省、国土交通省)によるエコドライブ普及連絡会によって、「エコドライブアクションプラン」を作成する予定。
		293	【エコドライブ関連イベントについて平成16年度より地方展開を実施するべく関係省庁と連携】(再掲) NO.80の再掲	伊豆・箱根及び熊本阿蘇地区をエコドライブのモデル地区とし、関係者の連携により、エコドライブマップの作成やエコドライブコンテスト等を実施した。また、同地区内において有料道路及び有料駐車場の低公害車割引を実施した。	平成16年3月に東京で行ったエコドライブシンポジウムの地方展開を予定。

行動計画第二章中の項目		大項目	中項目	小項目	整理番号	施策名	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目								
5. 国土交通省の率先的取組	(1) 公共事業の進め方の改革	○計画決定プロセスにおける環境の内在化	294	【事業の計画決定プロセスにおいて、事業の実施主体が計画案を策定し、環境面等の多様な観点から総合的な評価を実施するとともに、住民参加の取組を積極的に推進すること、豊かな環境の保全・形成と地域のより良い暮らしに資する計画づくりを実施(平成16年度に評価方法等の検討、平成17年度から試行的に導入)】	各事業毎に環境を内在化させるためのガイドライン等を作成し、ガイドラインに基づき、試行を実施している。	ガイドラインに基づき、試行を実施する。			
		○ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの導入	295	【環境負荷の低減、アカウンタビリティ(説明責任)の向上及び環境意識の向上を図るため、ISO14001に基づく環境マネジメントシステム(EMS)を導入し、平成17年度までにその効果や課題を検証】	・各地方整備局等でEMSを導入するモデル事務所を選定して取り組みを行い、その効果を検証。 ・一部の事務所においてISO14001の認証を取得。	モデル事務所における取り組みを通じて、公共事業にISO14001に基づくEMSを導入するにあたっての効果や課題を検証するとともに、モデル事業拡大のための支援に関する検討を行う。			
		○官庁施設における環境負荷低減プログラムの策定・推進	296	【平成16年度中に、官庁営繕事業における総合的な環境対策の実施等を図るためのプログラムを策定するとともに、適切な評価・検証を実施し、さらなる官庁施設のグリーン化を推進】	官庁施設における総合的な環境対策の推進と公共建築分野における先導的な役割の遂行を目的として、平成16年7月に「官庁施設における環境負荷低減プログラム」を策定し、官庁施設のライフサイクルを通じた環境負荷の低減や、各省各庁との連携、地方公共団体等への普及促進を着実に図っているところ。	京都議定書目標達成計画や政府の実行計画の閣議決定、諸般の環境政策の動向等を踏まえ、現プログラムの総点検を行い、新たなプログラムとして策定中。			

行動計画第二章中の項目		整理番号	施策名	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目					
	小項目	297	○アセットマネジメントの導入	【平成16年度以降、アセットマネジメント(総合的な資産管理手法)の導入により、補修サイクルの短縮による橋梁の長寿命化など、公共施設の推進】	公共事業のコスト縮減については、平成15年度から、これまでの取り組みに加えて、コスト構造改革に取り組んでいる。その施策プログラムとして、①事業のスピードアップ、②計画・設計から管理までの各段階における最適化、③調達の最適化を見直しのポイントとして、国土交通省公共事業コスト構造改革プログラムを平成15年3月に策定した。プログラムの「管理の見直し」の施策として、アセットマネジメント手法等、ライフサイクルコストを考慮した計画的な維持管理を行うことを位置づけ、管理におけるアセットマネジメントシステムを構築、運用することとしている。	平成17年度において、道路構造物の延命化のための予防的修繕のマネジメントの強化や、港湾施設の更新・改良におけるアセットマネジメントシステムの導入に向けての検討などを予定している。
(2)	環境物品等の調達の促進	298	○公共工事における環境物品等の調達の促進	【平成16年度において引き続き、環境物品等の調達を図るための方針に基づき、環境物品等の調達を推進するとともに、特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて、平成17年度より定量的な目標を設定】	① 環境物品等の調達を図るための方針に基づき、環境物品等の調達を推進しているところ。 ② 平成13年度～平成15年度の調達実績を踏まえ、平成17年度においては14品目について調達目標を設定。	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成17年2月一部変更閣議決定)」及び「国土交通省における「環境物品等の調達の推進を図るための方針(平成17年5月)」に基づき、平成17年度における環境物品等の調達を図る。
(3)	その他率先的取組の実施	299	○国土交通省環境報告書の作成		国土交通省環境行動計画の策定、社会資本整備重点計画の策定や京都議定書目標達成計画の策定状況を踏まえ、「国土交通省環境政策の基本的方向」のフォローアップを行ったところである。これらの状況を踏まえて「国土交通省環境報告書」の作成について今後検討していく予定。	平成15年3月に策定した「国土交通省環境政策の基本的方向」のフォローアップ、国土交通省環境行動計画の進捗状況、京都議定書目標達成計画の策定等を踏まえ、国土交通省環境報告書の具体的な内容等について今後検討していく。